

落洞1号古墳が 関市指定文化財に！！

関市教育委員会では関市文化財保護条例に基づき、令和4年10月4日付けで、落洞1号古墳を史跡に指定しました。

落洞1号古墳は武芸川町小知野にあり、南北に流れる西洞谷川に面した左岸の一段高いところに築かれています。以前から内部主体が両袖式横穴式石室であることが知られていました。令和3年度の発掘調査で、古墳の形は南北17.5m（推定）、東西約16.5m、墳丘高約4m、古墳時代後期の円墳で、墳丘の西半分に葺石を施し、墳丘の大半が盛り土であることがあきらかとなりました。また、前庭部を含めると石室の全長は11.2mとなることもわかりました。

落洞1号古墳は築造当初の様子を知ることができ、関市において最大級の墳丘規模をもつ円墳です。武芸川地域を治めた豪族の墓であると考えられ、関市の古墳時代を考える上で重要であり、保存し活用すべき歴史遺産です。



横穴式石室の様子

〈本リリースに関する報道関係の方からのお問い合わせ先〉

関市文化財保護センター ☎0575-45-0500